

八尾市社会福祉施設検討会議（第2回）

- ・日時：平成19年6月29日（木）14：00～16：00
- ・場所：市役所本館603会議室
- ・出席：委員6名（学識経験者1名、部局長5名）、幹事3名、事務局7名

【議事次第】

- 1．次世代育成支援行動計画目標事業量と今後の保育所整備の見通しについて
- 2．保育所の規模及び運営経費（保育所の適正規模等）について
- 3．認可外保育施設について
- 4．その他

【議事概要】

1．次世代育成支援行動計画目標事業量と今後の保育所整備の見通しについて

- ・事務局より資料にもとづいて説明。

2．保育所の規模及び運営経費（保育所の適正規模等）について

- ・事務局より資料にもとづいて説明。

3．認可外保育施設について

- ・事務局より資料にもとづいて説明。

4．質疑応答

委員

- ・平成21年度の通常保育事業目標事業量の4,300名に、JR久宝寺駅前のマンション竣工の影響による増加を考慮した0～5歳の児童数の予測値は含まれているのか。
- ・もし含まれていないのなら、目標事業量は、4,300名に予測される増加分を足すべきではないだろうか。

事務局

- ・通常保育事業の目標事業量は平成21年度を目標年度としている。JR久宝寺駅前のマンション竣工による児童の増加は平成23～24年度に発生すると考えられるため、今の目標事業量には含まれない。

委員

- ・待機・保留児童数が4月から10月では2倍近くの値になっているが、この途中入所の問題は今後も続くものなのか。

事務局

- ・ 特に0、1歳児に多く、程度の差はあれ、この問題は今後も続いていくと考えられる。原因としては、育児休業の終了時点で保育所への入所を希望する人が多いことの他に、引越し、転入、家庭状況の変化（保護者の就職、離婚等）なども想定される。

委員

- ・ 平成21年度の通常保育事業の目標事業量の0歳児分14.62%は、妥当な値なのか。

事務局

- ・ 0歳児の希望の場合、今すぐというものではなく、数年先から預けたい人がいるだろうということで、約3割というアンケートの数値は高すぎると見ている。
- ・ 今年の0歳児の入所率は約11%だったので、それよりも高めの14%程度を目標事業量として設定しておけば入所しやすくなるので適正と考えている。

委員

- ・ 平成18年10月1日現在の入所児童とD区分以上の保留児童を合わせた0歳児の出現率が15.51%、平成21年度の通常保育事業の0歳児の目標事業量が14.62%、ニーズ調査による通常保育事業希望児童の0歳児の推計出現率が32.97%。いずれも現在の入所率よりは高くなっているが、出生率は下がっている中で上げようとする根拠は何なのか。

事務局

- ・ 保留児童数も含めて多めにとった結果が15.51%である。それよりは少し下がるが14.62%あれば入所しやすくなるだろうと考えている。入所対象児童の考え方を少し広げており、また年度途中での受け入れも考慮して、このような設定となっている。

委員

- ・ JR久宝寺駅前のマンション竣工による人口推移の推計だが、根拠は何か。

事務局

- ・ これは、龍華町1丁目と2丁目の既存のマンションで、平成19年以降に生まれた人が誰も引っ越さないと仮定し、同じ割合で新たに生まれる子どもがいるという推計をし、マンションの規模を考慮して算出したものである。平成23年の2～3月頃と秋頃に1棟ずつマンションが竣工となるため、平成23年と24年は急増する結果となっている。また、既存のマンションでも第2子・第3子が生まれる可能性があり、確実な推計はできない。

委員

- ・ JR久宝寺駅周辺は、地域の中でも待機児童が集中することになると考えられるので、別

途対策を考える必要がある。

委員

- ・ 適正規模と分園はどのような関係があるのか。

幹事

- ・ 小規模保育施設を新設するなら、分園とすることで適正規模を実現することができると提案している。
- ・ 小規模保育施設を単体でつくと保育上の子どもの集団の規模での問題がでてくるし、コストも高くなる。分園にすれば、定員は本園と合わせて計算するので、適正規模を実現することができる。
- ・ また、分園の場合、3歳児になれば本園で保育できるようにすれば、3歳になった時に保育所に入れるのかという不安も解消され、保育上の子どもの集団についても一定規模を維持することができる。

委員

- ・ なぜこれまでは分園が進まなかったのか。

事務局

- ・ 分園制度ができたのは平成10年頃、それ以降、分園の計画は若干あったが、場所の確保ができなかったと聞いている。分園の場合、かなり利便性も重要である。

委員

- ・ 財政面での効率化をすすめたいと考えている。現在、八尾市の保育所は公立も私立も、国の保育士配置基準と異なる部分があるが、国の基準にあわせると入所可能児童数が増える。待機解消策を考えていく上で、保育士配置基準は見直すつもりはあるのか。

幹事

- ・ 本来ならばすでに是正されていなくてはならないところであるが、今後も労働組合と協議しながら早急にやっていきたい。

委員

- ・ 公立保育所で定員割れが生じるとしても、行政として一定の入所可能枠を確保しておく姿勢を示すべきではないだろうか。
- ・ 全年齢合計では定員を上回って受け入れている施設もあると思われるがどうか。

事務局

- ・ 低年齢で少し多めに受入し、部屋面積・職員数が基準を満たせば、定員を上回って受け入

れている施設もある。

幹事

- ・ 保育士配置基準を改善できるのは3～5歳児。0歳については公立も私立も国と同じ基準で、1～2歳児については、現行の子ども5人に対して保育士1人が妥当であると判断している。待機児童の最大の問題は2歳児以下なので、保育士配置基準の見直しだけで大きな解消にはならない。

委員

- ・ 2歳以下で障害のある子どもへの対応はどうなっているのか。

幹事

- ・ 障害児保育の対象は3歳児からとなっている。
- ・ 私立に関しては、2歳児以下では、市が交付している運営費・補助金の中で対応していただいているというのが現状である。こういった児童への対応するための補助制度をつくってほしいという要望は何度か受けたことがある。

委員

- ・ 認可外保育施設の箇所数の年次変化は分かるか。
- ・ 認可外保育施設を増やすことで待機児童を解消することはできないのか。
- ・ 今後、利用者のニーズを背景として認可外保育施設が増加していく可能性はあるか。

事務局

- ・ 認可外保育施設の数の年次変化のデータはないが、ここ5、6年は15箇所前後で推移している。

幹事

- ・ 認可外保育施設は、認可保育所には入れない人たちが申請を出したまま、やむをえず認可外保育施設を利用している。認可に空きがあれば、移動したいと考えていると思われる。認可外保育施設を増やしても待機児童の解消にすぐにつながるというものではない。

事務局

- ・ 認可外保育施設は、簡易保育施設を除いては、所得に応じた保育料の設定がないので、低所得者には利用しにくいと考えられる。

委員

- ・ 保育所分園の設置と認可外保育施設の認可化という二つの方向性がある。
- ・ 分園は低年齢児を想定していると思うが、低年齢児の保育を充実させるだけで待機児童の

解消になるという見通しはあるのか。

- ・ また、認可外保育施設を活用した認証保育所は待機児童の解消策の一つとなるのか。

幹事

- ・ 平成21年度の通常保育事業目標事業量4,300名を達成すれば、アンケートで明確になった需要はおおむね充足できると考えている。しかし、その中の低年齢児については、若干不足する部分があるとみている。その対応策として、認可外保育施設の認可化、分園設置、認証保育所制度がある。
- ・ 認証保育所は、認可外保育施設ではあるが、市から助成すれば、国へ報告する待機児童のカウントから除外になるので、一つの待機児童解消策となる。

委員

- ・ 平成21年度の通常保育事業目標事業量4,300名で充足するのに、それ以上に解消策を施すのか。トータルでは達成できても、部分的に低年齢児が解消されないというシミュレーションがよく分からない。
- ・ 3歳以上の施設を低年齢児にまわすことはできないか。

委員・幹事

- ・ 総数と内訳、二つの問題がある。総数としては、全体で4,300名分が必要で、これについては充足が可能。しかし、内訳を見ると、0～2歳児は保育士の配置基準の関係から、入所できる枠が小さいので、待機ができることが予測される。逆に、3歳児以上を今までと同じように増やすと定員割れが起こり、ひずみが出てくると考えられる。アンケート結果と施設整備からそれが想定される。
- ・ また、保育所の利用については、自宅からの距離が重視されるので、遠くの保育所で定員割れしているからといって、その保育所を利用してもらうことは難しい。

幹事

- ・ 認可保育所と認可外保育施設でサービスにどのような違いがあるのか。市民にとって、認可と認可外がどう違うのかを整理する必要がある。

委員

- ・ 認可外施設活用ありきの議論は短絡的だと思う。
- ・ 費用を起点とした議論はおかしいのではないかと。どうあるべきかをもっとじっくり議論すべきだと思う。

幹事

- ・ 私立保育所間の連携についてだが、経営者が異なる場合でもネットワーク化は可能か？

幹事

- ・ 今はないが、今後可能となるように、働きかけていきたい。

委員

- ・ 認可外施設に対し、3施設以外の補助も行うなりして不公平性を解消していくことも重要だと思う。

委員

- ・ 認可外保育施設と認証保育所では、待機児童のカウントはどうなるのか。

幹事

- ・ 認可外保育施設については現在、市から何らかの助成を受けない限り、待機の解消数にカウントされない。東京都の認証保育所のようなものであれば、待機児童の解消数にカウントされる。
- ・ 東京都などの事例では、国が示す認可外保育施設の施設基準に、独自の基準を足すことで、市が助成するかわりに保育の内容を担保している。

委員

- ・ 認可外保育施設の認証化のメリットは何か。

事務局

- ・ 施設側のメリットとしては、財政支援である。安定的な運営は利用者に還元される。もう一つは、市が認定し、財政支援することにより、利用者に一定の安心感を与えることになると考えられる。

委員

- ・ 東京では認証保育所の設置基準が認可保育所に近い。

幹事

- ・ 認証保育所になった場合、利用者の負担は認可保育所と公平になっても、今度は施設面での不公平が問題となるのでないだろうか。結局は近づけていかざるを得ない。

委員

- ・ 補助をしている3箇所の簡易保育施設は保育に欠ける児童を受け入れている。他の13箇所はどうか。

事務局

- ・ 様々な利用者がいると思う。

委員

- ・ 認証保育所については、まだまだ整理が必要だと思う。
- ・ 平成21年度の目標事業量4,300名を達成しても、まだ待機児童が増える可能性がある。
- ・ 待機児童だけではなく、保留児童を加えて検討することも重要だと思う。

委員

- ・ 待機児童数は、ピークを過ぎた後は減少していく。したがって、分園や認可外保育施設の活用が望ましい。急激に就学前児童が増加するところについては、適正規模の保育所設置で対応していくことが妥当である。

委員

- ・ 分園を推進していくような措置が必要だと思う。家賃への補助とか、そういう仕組みがいろいろあると思う。

事務局

- ・ 次回は、7月27日(金曜日)午後2時から開催する。残りの会議で議論を進めて、待機・保留児童を早急に解消するための対策をまとめたい。